

避難所アセスメント事業 実施結果報告書



令和4年3月

三重県防災対策部

三重県・三重大学 みえ防災・減災センター

目次

I はじめに	1
1 事業実施の背景.....	1
2 避難所アセスメント事業の目的.....	1
3 避難所アセスメント事業の概要.....	2
II 書面避難所アセスメント	3
1 目的.....	3
2 実施概要（実施期間、アセスメントの対象、 調査・評価方法）.....	3
3 調査内容（調査票の内容）.....	4
4 アセスメント結果.....	4
III 実地避難所アセスメント	14
1 目的.....	14
2 実施概要（実施期間、アセスメントの対象、 調査・評価方法）.....	14
3 実施避難所における訓練内容とアセスメン ト結果.....	15
IV まとめ	47
1 事業実施結果.....	47
2 本報告書の活用.....	49
3 謝辞.....	49

I はじめに

1 事業実施の背景

近年、大雨や台風による大規模な自然災害が全国各地で頻発しています。また、三重県に大きな被害をもたらすことが懸念される南海トラフ地震の今後 30 年以内の発生確率は 70～80%とされています。

そのような状況において、災害時に被災者等を一時的に滞在させる避難所における役割は、ますます重要なものとなっており、避難所における良好な生活環境を確保していくことが必要となっております。

また、令和 2 年 1 月末に県内初の新型コロナウイルス感染者が確認されてから約 2 年が経過しましたが、新型コロナウイルス感染症は、感染拡大と収束を繰り返しながら、依然として終息には至っていない状況です。

2 避難所アセスメント事業の目的

三重県では、コロナ禍においても、災害時に地域住民の方々が躊躇することなく安心して避難所に避難できるよう、令和 2 年度に「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を改訂するとともに、「地域減災力強化推進補助金」の補助メニューの拡大により、市町の避難所における感染対策等について支援してきました。

このような取組を経て、避難所における感染対策等が適切に実施されているかを検証するため、収容スペースや運営方法、使用する資機材など、感染症対策が適切に行われているか等の評価を行う「避難所アセスメント事業」を実施しました。

本報告書は、この「避難所アセスメント事業」の実施により明らかになった課題や改善

方法等を取りまとめたものであり、本報告書の内容を各市町や自主防災組織などの避難所運営関係者に共有することで、避難所のより良い運営方法の定着を図っていきます。

3 避難所アセスメント事業の概要

避難所アセスメント事業は、各市町の避難所について、「避難所運営に関する基本的な事項」と「避難所運営に関する感染対策」の2つの視点から、それぞれ有識者の協力を得て調査を実施しました。

また、具体的な調査方法については、全市町を対象に、避難所の運営方法について、書面で調査を実施する「書面避難所アセスメント」と、県内の各地域から選定した市町を対象に、書面調査で確認した内容が、実際の避難所運営において機能するかを調査する「実地避難所アセスメント」の2つの方法により実施しました。

協力いただいた有識者

担当 避難所運営に関する基本的な事項にかかる調査

三重大学 地域イノベーション推進機構 地域圏防災・減災研究センター

助教 **水木 千春**

担当 避難所運営に関する感染対策にかかる調査

三重大学大学院 医学系研究科 老年看護学分野

教授 **磯和 勅子**

II 書面避難所アセスメント

1 目的

県内全市町の避難所運営の状況を調査し、その調査結果を各市町の避難所運営の取り組みに活用いただくことを目的に、書面調査票により、各避難所の避難所運営マニュアル等で定められている事項等を調査しました。

2 実施概要（実施期間、アセスメントの対象、調査・評価方法）

実施期間

- 令和3年5月17日（月）～令和3年8月25日（水）

アセスメントの対象

- 県内29市町がそれぞれ選定した指定避難所
 - ・一般避難所 29か所（全市町1か所ずつ選定）
 - ・専用避難所 4か所（発熱等の症状のある人専用の施設）

調査・評価方法

- 各市町が選定した指定避難所について、書面調査票や避難所運営マニュアル等により、避難所運営上の「基本的な事項」と「感染対策」の2つの観点から、各避難所の運営状況を調査しました。
- この調査は、それぞれの分野の有識者により実施し、調査結果については、有識者からの意見を取りまとめた各避難所専用の「書面避難所カルテ」を各市町へ送付することでフィードバックしました。

3 調査内容（調査票の内容）

書面調査では、以下の項目についてチェックシート形式で避難所の状況を確認しました。

避難所基本調査

避難所運営上の基本的な事項にかかる調査

調査項目	調査事項
1 避難所運営体制	受付、運営体制、要配慮者のニーズ把握
2 生活環境	空調、換気、土足で進入可能な範囲、断水時の水の確保、共有スペース、トイレ、食事、避難所外避難者
3 運営ルール	運営委員会、避難所運営ルール、情報伝達、物資管理

感染対策調査

避難所運営上の感染対策にかかる調査

調査項目	調査事項
1 感染対策の基礎知識	医療知識、個人防護具（PPE）、手指消毒、物品使用
2 避難所開設準備	運営マニュアル、物資確保、避難者の分散、避難所レイアウト、専用スペース、動線分離、発症時の対応
3 避難所運営時	受付〔感染対策〕、生活ルール、感染予防とその周知、食料の配布等、共有スペース〔感染対策〕、廃棄物のルール、避難所の清掃等、健康管理、訓練等

4 アセスメント結果

書面避難所アセスメントでは、全体的な傾向として、各市町の避難所運営マニュアル等に、避難所運営や感染対策についての必要な事項は定められているものの各避難所に応じた具体的な運営方法までは明確になっていないことが分かりました。

各調査項目における、主な課題と必要な取組は次のとおりです。

避難所基本調査

1 避難所運営体制

多くの避難所で利用者名簿の準備や物資受付の想定がされているほか、運営主体も設定されており、基本的な部分が良く整理されているということが明らかになりました。一方で、次のような課題も見られました。

要配慮者のニーズ把握

課題

- 要配慮者のニーズ把握の計画が設定されていない避難所が多く、迅速な支援の提供に繋げるための体制や仕組みづくりが必要。

必要な取組

- 受付時に介助・介護者や障がい者、外国人等の要配慮者の有無を確認し、リスト化して把握する。
- 避難所運営委員会等の運営者の中に、要配慮者の意見を収集できるメンバーを選出し、定期的に意見を確認できる体制を整える。
- 意見に応じた居住スペースや器具・物資等の整備を実施し、必要に応じ、福祉施設等と連携して対応する。

避難所運営への住民等の参加について

課題

- 一部の避難所では、行政または施設管理者のみで運営することが想定されているが、大規模災害に備え住民等の参加についても検討が必要。

必要な取組

- 東日本大震災のような大規模な災害時には、膨大な量の災害対策業務に対応しなければならず、避難所運営に職員を割くことができないことも想定されることから、避難者となる住民が運営に参加する場合についても、マニュアル等に整理しておくことが望ましい。

2 生活環境

多くの避難所で、洗濯・物干しスペースの設定、備蓄を含めた使用可能トイレの確保や生活用水の確保等が進んでいることが明らかになりました。一方で、次のような課題も見られました。

共用スペースでの女性への配慮

課題

- 女性専用スペースが設置されていないケースがあることから、女性に配慮した対応が必要。

必要な取組

- 授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室等の整備や、個室等を確保できない場合においても、パーティション等を活用した対応を検討する。
- 女性に配慮した避難所における生活環境を整備するため、「地域減災力強化推進補助金」の活用を検討する。

避難所外避難者の把握方法等

課題

- 避難所外避難者の把握方法等について設定されていない避難所が多い。

必要な取組

- 避難所外避難者であっても、避難所で食料や水等を受け取る場合、避難所への支援物資の到着や分配に係る情報等を共有する必要があることから、避難所外避難者への情報提供の方法を整理する。
- 在宅避難者を名簿等で整理し、避難所を中心とした貼り紙や看板、屋外スピーカー等で情報提供できるような体制を検討するほか、避難所外避難者からも連絡ができる窓口を設定する。

3 運営ルール

多くの避難所で、避難所運営マニュアル等により、避難所運営体制や班の役割などが整理されていることが明らかになりました。一方で、次のような課題も見られました。

情報伝達のルール整備

課題

- 避難所内での情報伝達のための詳細なルールが定められていない避難所が多い。

必要な取組

- 物資の配分予定や避難所内のルール、復興に関する行政からのお知らせなど、スムーズな避難所運営のために的確に分かりやすく情報提供を行う。

的確な情報提供のための取組例

【外部情報の取得手段の確保】

- ・ テレビ・インターネット接続環境等、避難者が外部情報を取得する手段を確保する。
- ・ 避難者が携帯電話・スマートフォン等で継続的に情報収集ができるよう、電子機器用の充電手段を確保する。

【避難者向け情報共有手段の確保】

- ・ 避難者向けの情報掲示板を設置し、行政からのお知らせ、支援情報、ライフラインの復旧情報等を分類して分かりやすく情報掲示を行う。
- ・ 掲示板の情報更新のタイミングをあらかじめ決めておき、そのルールを避難者に周知しておくなど、避難者に情報が確実に伝達される仕組みを整理する。可能であれば、情報が更新されたタイミングで館内放送等を行う。

- 情報を掲示する場所等が設定されている避難所は一部あるが、高齢者や視覚障がいがある方、外国人の方などの視点をふまえ、情報提供のあり方を検討する。

要配慮者向けの情報提供の取組例

- ・ 高齢者や外国人も読みとりやすいよう大きな文字や写真等を使用して案内を行う。
 - ・ 視覚障がい児者に対しては点字、音声等による案内を行う。
 - ・ 外国人の方が避難している場合、可能な限りその方に伝わる言語で情報を翻訳し掲示する。難しければ、できるだけやさしい日本語を用いることに配慮する。
- ※ やさしい日本語については、出入国在留管理庁・文化庁発行「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン（2020年8月）」等を参照。

物資管理のルール整備

課題

- 物資調達や配布のルールについて定められていない避難所が多い。

必要な取組

- 避難者のニーズを把握し、物資を適切に調達・配布できるように物資班を設けるなど、避難所において必要な物資の管理・供給体制を構築する。また、調達物資の調達に際しては、女性や要配慮者のニーズを反映できる体制を考慮する。

感染対策調査

1 感染対策の基礎知識

多くの避難所で手指消毒の方法や物品の使用方法など、感染対策における基本的なルールが整理されていました。一方で、次のような課題も見られました。

場面に応じた个人防护具（PPE）の装着基準

課題

- 感染対策について、PPEの着脱方法も含め、適切に整理され進められている避難所が多いが、避難所運営における様々な場面（受付、有症状者専用スペース等）ごとの装着基準まで整理されているところは少ない。

必要な取組

- 有症状者専用スペースでの対応だけでなく、体調確認のための事前受付など、不特定多数の方と接する場面においてもPPEの着用が必要となる。保健福祉部局等と協力し、各場面に応じた着用基準を整理する。

避難所運営にあたり場面ごとに想定される装備（参考）

別紙5

以下を参考として、避難所の状況に応じて判断し、対策を行ってください。

	マスク	眼の防護具 ※1	使い捨て手袋 ※3	掃除用手袋 ※3、4	長袖ガウン ※5
避難所受付時の対応	○	△ ※2	○		
清掃、消毒	○	○		○	
発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者の専用ゾーンでの対応 ※6	○	○	○		
発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者の専用ゾーンの清掃、消毒	○	○		○	
軽症者等ゾーンでの対応 ※6	○	○	○		
軽症者等ゾーンの清掃、消毒	○	○		○	○
ゴミ処理	○	○		○	○
リネン、衣服の洗濯 ※7	○	○		○	
シャワー・風呂の清掃	○	○		○	○ ※8

※1 フェイスシールド又はゴーグル。（目を覆うことができる物で代替可（シュノーケリングマスク等））

※2 スタッフの個々が担当する内容に応じて使用する。

（例：受付で連続して同じ人が複数の避難者に対応する際は着用する。単発的に、短時間（一人15分以内）で接する際は着用不要。）

※3 手袋を外した際には、手洗いを行う。使い捨てビニール手袋も可。

※4 手首を覆えるもの。使い捨て手袋・使い捨てビニール手袋も可。（複数人での共用は不可）

※5 医療用ではないので、ゴミ袋での手作り、カッパでの代用も可。

※6 保健・医療活動は、保健師、看護師、医師が行う。

※7 体液等で汚れた衣服、リネンを取り扱う際の装備。

※8 撥水性のあるガウンが望ましい。

（参考）避難所運営にあたり場面ごとに想定される装備

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A」（内閣府）より

物品の使用方法

課題

- 感染症対策に関する物品の使用方法等について、マニュアル等に整理されていない避難所が多い。

必要な取組

- P P E等の感染予防物品の正しい使用方法について、避難所運営に関わる者や避難者に分かりやすく周知できる研修等の機会を設ける。
- 手すりやドアノブ等の身近なものの消毒に用いる消毒液の希釈方法について、整理しておく。

※市販の塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）を濃度0.05%に薄めることでモノに対する消毒液として使用できる。

2 避難所開設準備

大半の避難所において、感染症対策をふまえた有症状者と一般避難者の居住スペースを分離した避難所レイアウトやそれぞれのスペースへの移動経路について定められていることが明らかになりました。一方で、次のような課題も見られました。

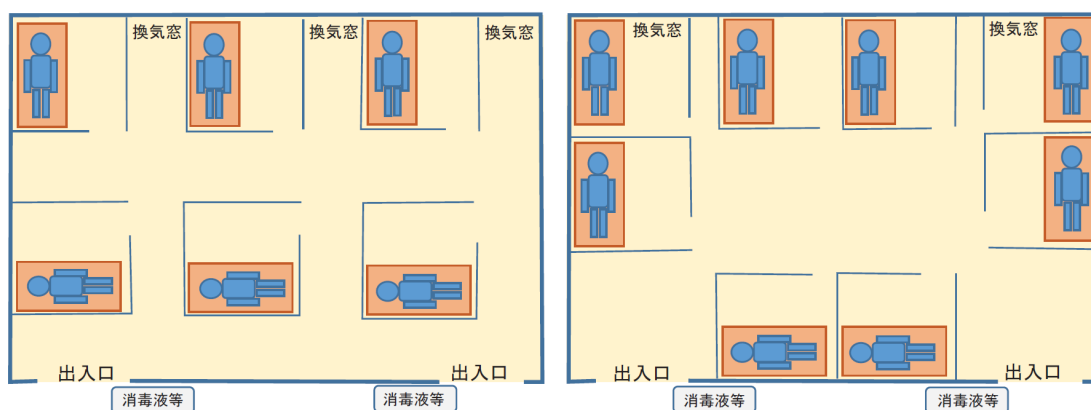
専用スペースの確保

課題

- 一部の避難所において有症状者の専用スペースの設定がされておらず、専用スペースがある避難所においても個室が設けられていない場合がある。

必要な取組

- 感染拡大防止の観点から有症状者専用スペースを設定する。施設の構造上困難であれば、体調不良者が発生した場合に、別施設に移っていただくなどの対応をあらかじめ検討する。
- 専用スペースは有症状者ごとの個室を設けることが望ましいが、部屋数などの条件から、個室の設定が難しい避難所については、パーティションにより適切に居住スペースを区切るなどの対応を行う。
- 居住スペース確保のためパーティションを使用する場合、飛沫感染を防ぐため、可能な限り座った状態で口元より高いパーティションを使用する。
- 「地域減災力強化推進補助金」を活用して、パーティション等の整備を検討する。



(参考) 感染症対応時の発熱者等専用室のレイアウト

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」(第2版)(令和2年6月 内閣府)より

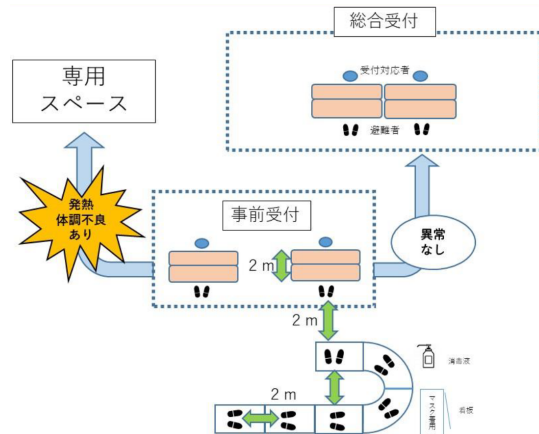
動線分離の避難者への周知方法

課題

- 感染対策のため、一般避難者と有症状者との居住範囲や移動経路の分離について多くの避難所で計画されているが、その目的や意味について避難者に理解してもらうための掲示等の対応が不十分なところが多い。

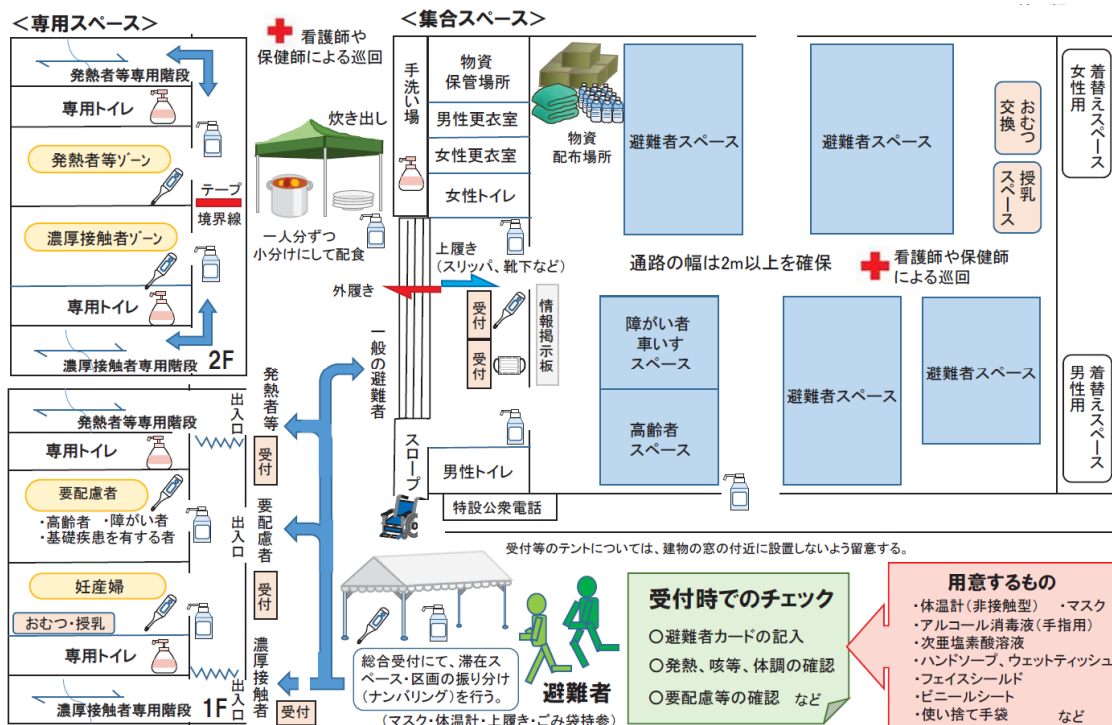
必要な取組

- 避難所の入口では、できる限り検温や体調確認を行い、一般の避難者と有症状者とのスクリーニングを行う。
- スクリーニング後は、一般避難者と有症状者が居住スペースや共有スペースが交わらないよう工夫し、それぞれの移動経路に色分け等を行い、避難者が視覚的に理解をしやすい形で示す。



(参考) 受付のレイアウト例

岐阜県避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」(令和3年10月 岐阜県)より



※上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

(参考) 感染症対応時のレイアウト例

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」(第2版) (令和2年6月 内閣府)より

3 避難所運営時

大半の避難所において、受付時の感染対策について、方法と手順等が示されていることや、手洗い、手指消毒等の感染症対策のための基本的なルールが定められていました。一方で、次のような課題も見られました。

受付時の滞留防止の対策

課題

- 受付における避難者の滞留防止が考慮されていない避難所が多い。

必要な取組

- 手指の消毒、検温、問診票（健康チェックリスト）の提出、避難者カードの提出、避難スペースへの誘導などの受付時のフローを明確にし、避難者にも理解がしやすいように示す。
- 発熱や咳などの症状がある人等を早期に発見するため、体調確認のための事前受付を設置する。
- 居住スペースのレイアウト図を受付に掲示し、各避難者がどの区画に入っているかを確認できる状態にしておくことで、スムーズに避難者を誘導する。
- 避難者カードについて、市町の公式ホームページにあらかじめ掲載することにより、住民が事前に記入して避難所に持ってきてもらえるようにする。

感染症対策をふまえた訓練の実施

課題

- 感染症対策をふまえた訓練を実施していない避難所が多く、災害発生時の円滑な運営のため定期的な実施が必要。

必要な取組

- 「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第3版）」（令和3年6月内閣府）等を参考にしながら、できる限り定期的な実施に努める。
- 感染症対策のため、以前よりも各避難所に必要な人員が増えることが想定されるため、訓練等をとおして必要な対応や人員配置を検証し、避難所運営体制を整理する。

III 実地避難所アセスメント

1 目的

実地避難所アセスメントでは、書面調査だけでは把握できないマニュアルの実効性等を確認するため、実地訓練を行い有識者による調査を実施しました。

2 実施概要（実施期間、アセスメントの対象、調査・評価方法）

実施期間

- 令和3年6月17日（木）～令和4年1月18日（火）

アセスメントの対象

- 県内の各地域（北勢・中勢・伊賀・南勢・東紀州）から選定した以下5市町の避難所

市町名	実施避難所	アセスメント実施日
伊勢市	旧大湊小学校校舎	令和3年6月17日（木）
木曾岬町	木曾岬町体育館	令和3年11月7日（日）
熊野市	木本小学校	令和3年11月14日（日）
名張市	赤目市民センター	令和3年11月20日（土）
多気町	BANKYO 文化会館 他、5地区の小学校体育館	令和3年11月28日（日）

調査・評価方法

- 対象となる避難所で実施する避難所運営訓練に有識者が参加し、避難所運営マニュアル等で定められている事項が実際に機能しているかという観点で調査を実施しました。
- 調査結果については、有識者からのコメントを取りまとめた各避難所専用の「実地避難所カルテ」を各市町へ送付することでフィードバックしました。

3 実施避難所における訓練内容とアセスメント結果

アセスメント対象の5市町の避難所ごとの事例は、次のページからご覧ください。

① 伊勢市

令和3年度
コロナ禍における避難所運営訓練

訓練の内容

実施日時	令和3年6月17日（木） 13:00～17:00
会場	旧伊勢市立大湊小学校 校舎 住所：三重県伊勢市大湊町1118-194
訓練参加者	伊勢市職員（危機管理課・避難所チーム・医療保健チーム）
概要	<p>伊勢市では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、令和2年度に伊勢市避難所モデル検証訓練を経て「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設・運営マニュアル」（以下「マニュアル」とする）を作成し、職員への周知が行われています。</p> <p>本訓練は、コロナ禍において開設する避難所での、感染症発生リスクを低減させるために、マニュアルで示す手順、役割を避難所担当者が確認することと、改善が必要な課題を抽出し、混乱なく避難所の運営ができる状態を目指すことを目的として実施されました。</p>

実施項目

13:00

13:00 伊勢市の現状と訓練の位置づけ等の講義

13:45 個人防護服の着脱訓練

医療保健チームによる個人防護具の着脱方法の説明があり、訓練参加職員は説明を受けながら実際に着脱訓練を行った。



14:00

14:20 受付設営訓練・区画設営訓練

A班 / B班

14:20 受付設営説明 / 区画設営説明

14:45 区画設営説明 / 受付設営説明

15:00 受付設営訓練 / 区画設営訓練

訓練参加職員をA班・B班の2班に分けて同時並行で実施。訓練主催の危機管理課からそれぞれ説明を受けた後に、参加者自らレイアウトなどを検討し、設営訓練を実施した。



15:00

15:10 運営訓練

要配慮者や体調不良者等の配役を行った参加職員約40名を避難者役に見立てて、事前に設営した受付や居住スペースを用いて、感染対策をふまえた避難者の受付・誘導訓練を実施した。



16:00

16:10 運営訓練ふりかえり



17:00

16:55 講評

特筆すべき点

① 職員間における意識の共有

危機管理の部署以外の職員も多く参加する大規模な避難所運営訓練だったが、訓練の冒頭に伊勢市における防災における現状及び訓練実施のねらいが丁寧に説明されていたことから、各職員の訓練に臨む意識の統一が図られ、より効果的な訓練が実施されていた。

② 参加職員に主体的に考えさせる訓練

受付・区画設営訓練や運営訓練において、あらかじめ決まったレイアウトを示してその通りに動くというわけではなく、訓練参加職員自ら主体的に適切な対応を考え実践するという形式で実施されていた。実際の災害発生時には、それぞれの避難所運営担当者が現場で適切な対応を検討する必要も出てくるのが想定され、より実践に近い訓練が行われていた。



避難所レイアウト等を検討する職員

③ 感染対策の徹底

医療保健担当課職員が避難所運営訓練に参加していることにより、个人防护具の適切な装着の方法や体調不良者への受付時の対応などにおいて、より専門的な知識をふまえた訓練ができていた。感染対策を実施するにあたっては、医療的な知識の有無によりその効果に大きな違いが出てくるので、本訓練は、医療保健関係の部署にいない職員についてもそのような知識を学ぶことができる良い機会となっていた。

有識者から示された主な問題点と必要な取組

避難所内の表示について

問題点

- 受付等避難所内での案内表示について、サインペン等で手書きし貼り出されていたが、全体的に見づらく、災害発生時に住民が一度に詰めかけるといった場合に、見落としが生じ、混乱を招くことが想定される。
- 事前受付時に複数世帯が重なる場合、口頭説明が聞きづらくなったり、担当職員が一時不在となった際に、避難者の滞留が発生していた。



✗ 手書きであり腰より低い位置に掲示

実際の訓練時の案内表示

必要な取組

- 避難所の「表示」については、現場で必要になるものがある程度予想できる（受付や部屋など場所の案内、検温・手指消毒、受付後の動線等）ので、大きな文字や読みやすいフォントを意識し、ラミネート加工した掲示物を準備しておき、開設時に貼り出せるようにしておく。



○ ラミネート加工された案内表示を上部に掲示

実際の訓練時の案内表示

避難者の避難所内での動線の分離について

問題点

- 訓練では、1階の避難所入り口に入ってすぐに発熱等の症状がないかスクリーニングを行っていた。スクリーニングの結果、症状が無い一般避難者は2階、発熱等の症状が有る避難者は3階にという形で、それぞれの居住スペースを分離する想定となっていた。避難者は、説明を聞いた後、各自それぞれ階段も分けて、動線が重ならないように2階もしくは3階に向かうこととなっているが、実際の訓練時には、有症状者役の方が誤って一般避難者用である2階避難スペースに向かってしまう場面も見られた。

必要な取組

- スクリーニングについては可能な限り建物に入る前に実施し、その時点で一般避難者と体調不良者の避難所への入口を分けるなど、より明確な動線の分離を行う。
- 案内者の口頭説明のみでは、避難者が理解できず誤った避難スペースに向かってしまう危険性もあるため、視覚的にも移動先が分かるよう、それぞれの動線に色分けを行い分かりやすく掲示するなどの工夫が必要。



実施団体（伊勢市）からのコメント



- ① 「避難所カルテ」の内容をうけて実際に避難所運営の方法を改善したこと、または今後、改善を予定していること

改善したこと

- 避難所で使う案内表示を事前に準備し、職員が避難所を開設する際にすぐに持っていけるようにした。
- 訓練後に、各避難所で避難所レイアウトの見直しを行い、一般の避難者と体調不良者、濃厚接触者の動線が分かれるように修正を行った。

改善を予定していること

- 避難所として使用する施設によって、要配慮者を受け入れて対応ができる施設とそうでない施設がある。市民が避難する際の参考になるよう、避難所のバリアフリーの状況などをホームページで公開できるよう、情報を整理したい。

- ② 「実地避難所アセスメント」に関する全体的な感想

- 改善点について、具体的な例を示していただき、今後に必要な対応が何かがよくわかった。

② 木曽岬町

新しい生活様式の避難所運営訓練

訓練の内容

実施日時	令和3年11月7日（日） 9:00～11:30
会場	木曽岬町体育館 住所：三重県桑名郡木曽岬町田代168
訓練参加者	木曽岬町職員、町内18地区自主防災会代表者各5名
概要	災害時に各地区においてスムーズに避難者を受け入れ、避難所運営が行えるよう、木曽岬町の職員に加え同町内18地区の自主防災会の代表者も参加する形で、新型コロナウイルス感染症の対策を講じた新しい生活様式の避難所運営訓練を実施しました。

実施項目

9:00	<ul style="list-style-type: none"> ● 9:00 町長挨拶 ● 9:05 三重県防災技術指導員による避難所説明 <p>三重県の防災技術指導員が、参加者に向け、主に感染対策の観点から避難所運営についての説明を行った。</p>	
10:00	<ul style="list-style-type: none"> ● 9:30 訓練実地要領説明（レイアウトにて） ● 9:40 事前受付・総合受付の設営訓練 居住区の設営訓練 運営本部・更衣室・簡易トイレ等の設営訓練 <p>木曾岬町職員の指導のもと、各地区の住民を4班に分け各班に避難所設営箇所の担当を割り振り、住民主体で避難所設営の訓練を実施した。</p>	 
11:00	<ul style="list-style-type: none"> ● 10:40 避難者受入訓練 <p>参加住民の中から避難者役を20名選出し、体調不良者や車いすの方など様々な配役を割り振り実際に避難所に受け入れる訓練を実施した。</p>	
12:00	<ul style="list-style-type: none"> ● 11:15 講評 	

特筆すべき点

① 住民主体の訓練

発災時を想定し、各地区の自主防災会で自主的に避難所運営が行えるよう、住民主体の訓練が実施されていた。また一部の地区で実施するというのではなく、町内18地区という多くの地区から参加いただいております。町全体として防災意識の向上に繋がるものとなっている。避難者の受入訓練の際には、事前に決まっていなかったことについて、住民同士が議論し方針を決めているという場面も見られ、非常に効果的な訓練となっていた。



避難所外での事前受付

② 感染対策

避難所外に発熱などの確認を行う事前受付を設置し、発熱者についてはその段階で、症状がない一般避難者と動線を分離し、専用スペースへの誘導を行っていた。また、居住スペースについては、簡易テント等により、世帯ごとに個室が用意されており基本的な感染対策が実施されていた。

有識者から示された主な問題点と必要な取組

受付での滞留防止等の対策について

問題点

- 事前受付、総合受付について、担当者が事前に対応方法を話し合うことでスムーズな誘導ができていたが、本訓練においては避難者カードの記載が省略されていたことから、発災時には、受付においてカードに記載する避難者の滞留が発生する恐れがある。
- 避難者の誘導後、各避難者の滞在スペースが把握できていないなどの状況が見られた。

必要な取組

- 避難者カードや健康チェックリストの記入には時間がかかり、受付に避難者が滞留する恐れがあるので、避難者カードや健康チェックリストを町のホームページに掲載するなど、事前に記載して避難所に持参してもらうようにすることで滞留を軽減できる。
- 避難者が居住スペースのどこに滞在しているか把握できるよう、また、一般避難者居住区から発熱者等が発生した場合の対応のためにも、避難者名簿などに滞在スペースを記載する欄があると良い。
- 居住区への誘導について、1スペースに対し1名の避難者が誘導されていたが、世帯ごとと同じスペースに入っていただくなど、なるべく多くの避難者を受け入れられるように工夫する必要がある。

有症状者への対応

問題点

- 事前受付での体温計測及び発熱者の専用受付への誘導等一連の流れが整理されていたが、発熱症状の無い体調不良者は健康チェックリストを記載することなく、一般の居住区に誘導されていた。

必要な取組

- 発熱以外にも感染症の症状があるので、体調不良者は一般の総合受付とは別の受付（今回であれば、発熱者受付）に誘導し、健康チェックを行う必要がある。事前受付において、感染の症状が有る方とそうでない方のふり分けを可能な限り徹底する。



訓練時の体調不良者受付

体調不良者が一般避難者用受付で対応されている。発熱が無い場合であっても、新型コロナウイルスの他の症状がみられる場合は、事前受付で振り分けを行う必要がある。

発熱以外の症状

呼吸器症状（咳嗽、咽頭痛、鼻汁、鼻閉など）、頭痛、倦怠感、下痢、嘔吐等

- 体調不良者を一般居住区に誘導する場合は、その方の体調が悪化した場合は、どこに連絡するかなど、迅速に対応できるよう、対応方法を決めておくことが必要。
- 発熱者に同伴の家族がいる場合は、それぞれどのスペースに誘導するか、あらかじめ決めておくことを推奨する。



実施団体（木曾岬町）からのコメント



- ① 「避難所カルテ」の内容をうけて実際に避難所運営の方法を改善したこと、または今後、改善を予定していること

改善したこと

- 受付の際に避難者の密集が予想されることから、昨年度、町から住民に配布した防災カードに事前に内容を記入して避難するよう広報誌で周知した。
- 福祉部局と連携して、指定避難所キットを作成。立ち上げに係る事務用品（受付簿、張り紙等）と衛生用品（マスク・消毒・ゴム手袋等）をセットにし、すぐ準備ができるようにした。

改善を予定していること

- 要配慮者や衛生面については、細部まで確認していただき、改めて参考になった。今後も、引き続き福祉部局も交えて準備物等の見直しを行っていきたい。

- ② 「実地避難所アセスメント」に関する全体的な感想

- アセスメントを受けることで、机上での想定とは別の視点で指導を受けられ、大変勉強になった。初動体制用の避難所運営キットを作成したが、繰り返し訓練をすることで、きめ細かな避難所運営が行われるよう準備したい。今後は、避難所開設時だけでなく、初動～復旧期の避難所運営の検証も必要である。運営本部において、対策協議等を想定した訓練を検討しているので、その際に、またアセスメントをお願いしたい。



熊野市

木本小学校避難所運営訓練 (紀伊半島大水害 10 年防災訓練)

訓練の内容

実施日時	令和3年11月14日(日) 9:15~12:00
会場	熊野市立木本小学校 住所：三重県熊野市木本町349-10
訓練参加者	熊野市職員、木本自主防災会、木本高等学校JRC、 奈良県水道局、桜井市、ヤマト運輸、陸上自衛隊
概要	<p>今年には紀伊半島大水害から10年の節目の年であることから、紀伊半島大水害の教訓やその後の取組の課題を盛り込み、自治体・防災関係機関のより一層の連携強化や、地域防災力の向上を図ることを目的として計48の団体が連携した紀伊半島大水害10年防災訓練が実施されました。</p> <p>本訓練は、紀伊半島大水害10年防災訓練のメイン会場である木本小学校において実施された、感染対策や女性の視点を取り入れた避難所運営の手法について学ぶことを目的とした避難所運営訓練であり、地区の自主防災組織が主体となり、奈良県や自衛隊などの関係機関とも連携しながら実施されました。</p>

実施項目

9:00	<ul style="list-style-type: none"> ● 9:15 挨拶（木本自主防災会代表） 訓練内容説明（熊野市） ● 9:30 避難所被災状況確認 ● 9:45 避難所運営委員会 <p>木本小学校専用の避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営委員会を開き、総務班、被災者管理班、施設管理班、食料物資班、救護班、衛生班の代表者が今後の対応等について情報共有を行った。</p>	
10:00	<ul style="list-style-type: none"> ● 9:50 避難所開設訓練 （受付、避難者居住スペース、救護室、有症状者専用スペース等の開設） <p>マニュアルで規定された各班の役割に基づき、木本小学校の体育館と校舎を使って、受付、避難者居住スペース、救護室、有症状者専用スペース等の開設が行われた。</p>	 
11:00	<ul style="list-style-type: none"> ● 10:50 避難者受入訓練 <p>参加住民の中から避難者役を20名選出し、体調不良者や車いすの方など様々な配役を割り振り実際に避難所に受け入れる訓練を実施した。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 11:05 住民搬送訓練（陸上自衛隊） ● 11:10 給水訓練（奈良県水道局） ● 11:15 物資受入訓練（桜井市・ヤマト運輸） <p>発災時を想定し、外部団体と連携した、住民搬送訓練（陸上自衛隊）、給水訓練（奈良県水道局）、物資受入訓練（桜井市、ヤマト運輸）を実施した。</p>	
12:00	<ul style="list-style-type: none"> ● 12:00 訓練終了 	

特筆すべき点

① 明確な避難所運営体制

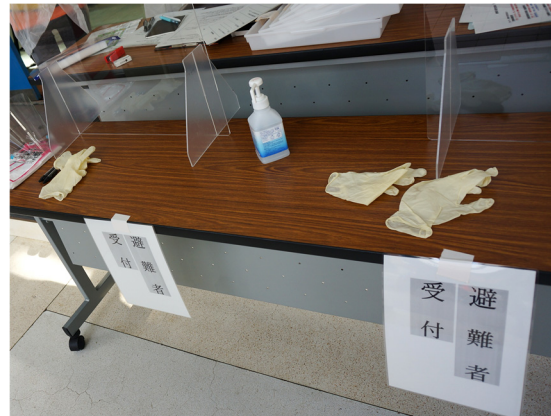
木本小学校の避難所としての運営は、運営主体である木本自主防災会が整備した避難所運営マニュアルにより規定されており、総務班、被災者管理班、施設管理班、食料物資班、救護班、衛生班といった各班の役割も明確になっている。

本訓練は、住民主体の訓練であったが、このマニュアルに基づき住民に各班の役割についての理解が進んでいたことから、非常にスムーズに進行ができていた。

② 感染対策を含め様々な避難者を想定した避難所設営

受付での个人防护具の装着、間仕切りを用いた居住スペースの設営、感染の疑いのある方の専用スペースへの誘導など、全体的に、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練が実施されていた。

また、感染対策のみではなく、授乳室やペット専用スペース、けが人のための救護室の設置、ボランティアや物資の受付、ごみ収集場所の設置など、様々なケースを想定した避難所設営の訓練が実施されていた。



受付での感染防止対策

③ 多様な関係団体との連携

紀伊半島大水害 10 年防災訓練として位置付けられていることもあり、非常に多様な団体と連携した規模の大きな訓練が実施されていた。

避難所運営マニュアルでは、市職員や住民による避難所運営の方法などが規定されているが、実際の発災時には、外部団体の助けが必要になることも想定されるので、訓練で外部団体との連携方法について改めて確認できたことは非常に有意義であった。

有識者から示された主な問題点と必要な取組

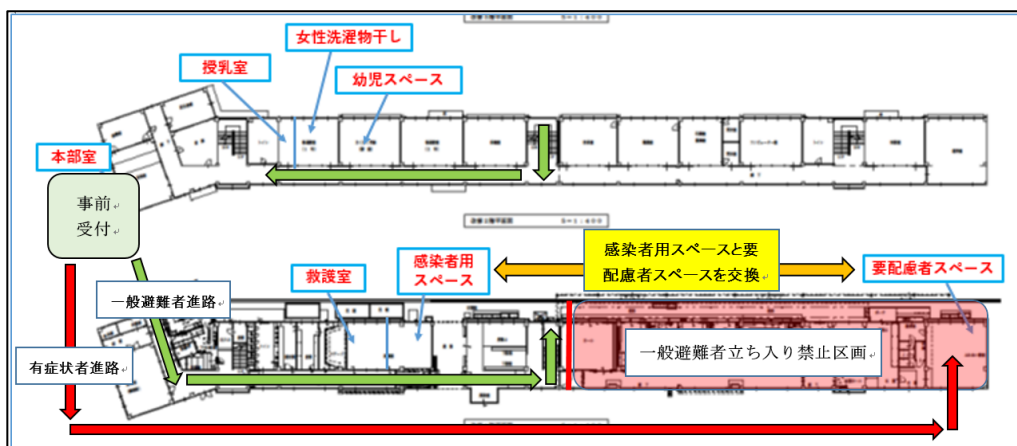
避難者の避難所内での動線の分離について

問題点

- 小学校の校舎1階の階段付近に有症状者の専用スペースが設置されていたが、この校舎の2階には、授乳室や幼児スペースなどが設置される予定となっており、2階へ向かう症状の無い方と症状が有る方が接触するリスクが高い状況となっている。

必要な取組

- 有症状者用スペースの設置場所や動線を見直すことにより、より実効性のある避難所運営方法を検討する必要がある。例えば、有症状者用スペースを1階の最奥に変更するなど、一般の避難者が使用するエリアと有症状者が使用するエリアが重複しないよう工夫する。



レイアウトの例

- 救護所と感染者スペースが同じ部屋に設置されており、救護所担当者の感染リスクが高くなっている。救護所と感染者スペースは別々の部屋（可能であれば隣接していない部屋）に設置することが必要。

物資の受入について

問題点

- 物資の受入について、荷下ろし位置、物資備蓄場所、物資配布場所が設定されており、訓練により実際の発災時の物資配布までの流れが確認できていたことは非常に良かったが、訓練で設定されていた物資備蓄場所は、少し狭く感じた。

必要な取組

- 備蓄場所は、訓練用の仮の設定だったのかもしれないが、現状では跳び箱などが置かれており、仮に跳び箱がなかったとしてもあまり十分な広さがあるとは思えない状況であった。荷下ろし場と近接した位置であることが条件となるが、もう少し広い備蓄場所が確保できるスペースを検討していただくことを推奨する。



実施団体（熊野市）からのコメント



- ① 「避難所カルテ」の内容をうけて実際に避難所運営の方法を改善したこと、または今後、改善を予定していること

改善したこと

- 感染防止対策の資機材が不足していたので、追加補充することとした。
- 避難者に分かりやすい表示ができるよう掲示板を追加した。

改善を予定していること

- 物資備蓄場所について、他の施設にも保管できるよう調整する。
- 感染症スペースと要配慮者スペースを変更し動線の確保ができるよう調整する。
- 感染症対策の徹底について講習できるよう調整する。

- ② 「実地避難所アセスメント」に関する全体的な感想

- 頂いた意見を今後の避難所運営に活かして、安心安全な避難所生活を送れるよう改善していきたい。



名張市

赤目地域防災訓練

(令和3年度名張市総合防災訓練)

訓練の内容

実施日時	令和3年11月20日(土) 9:00~12:00
会場	赤目市民センター 住所：三重県名張市赤目町丈六238-1
訓練参加者	名張市職員、赤目まちづくり委員会、赤目地域10地区各代表
概要	<p>名張市総合防災訓練の一環として、赤目地域において住民を主体に消防団と連携しながら実施された訓練。</p> <p>コロナ禍において、大雨・洪水、暴風警報が発令され、市内全域に避難指示が出されたことを想定し、実際に各区から避難してくる住民について、感染症対策をふまえ、避難所に受け入れを行う避難所運営訓練が実施された。</p>

実施項目

9:00	<ul style="list-style-type: none"> ● 9:00 施設安全点検・安全宣言 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 9:05 避難所開設・準備・運営 <p>総合受付や一般避難者・感染者・負傷者それぞれの居住スペース、災害対策本部などの設営を実施した。</p>	
10:00	<ul style="list-style-type: none"> ● 10:10 避難者受入訓練 <p>赤目地域内の10地区における代表者が避難者役となり、会場である赤目市民センターに実際に避難を行った。各避難者には、会場に到着した時点で人が、感染者などの役割が与えられ避難所運営者により、配役に応じたスペースへの誘導などの訓練が行われた。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 10:50 < I 班 > 被災者の応急対応訓練、傷病者の確認と手当、感染症に関する講話と対応 <p>地元の消防団員や保健師から、傷病者の応急手当の方法や、名張市が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設・運営マニュアル」の内容等について、参加者に向けて説明が行われた。</p>	
11:00	<ul style="list-style-type: none"> ● 10:50 < II 班 > 常備の防災機器・備蓄品・非常電源の確認、テントの組み立て訓練 <p>避難所の備蓄倉庫の内容、非常用電源の稼働方法、避難スペースで使用するテントの組み立て方法について、実演を交えながら確認を行った。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 11:20 < I 班 > 常備の防災機器・備蓄品・非常電源の確認、テントの組み立て訓練 < II 班 > 被災者の応急対応訓練、傷病者の確認と手当、感染症に関する講話と対応 	
12:00	<ul style="list-style-type: none"> ● 12:00 講評 	

特筆すべき点

① 各地区合同での訓練

訓練の会場である赤目市民センターは二次避難所という位置づけであり、本訓練では、訓練開始時間にまず住民が各地区に設置された一次避難所に避難することから始まり、赤目市民センターに設置された地域の災害対策本部において、各地区の避難が完了したかどうかの確認を行ったのち、各地区避難所から代表 1 名が二次避難所である赤目市民センターへ避難するという方法をとっていた。

地域の災害対策本部を中心に、各地区と連携し、多くの住民が参加する訓練となっていたことから、赤目地域全体としての防災意識の向上に繋がっていた。

② 消防団等との連携

地元消防団や保健師と連携し非常用電源の稼働、応急手当の講習が行われており、専門的な知識の習得に繋がっていた。本訓練は、避難所運営が住民主体で行われており、赤目地域の防災意識の高さが感じられたが、住民だけで完結することなく、消防団等との関係づくりの場としても機能していたことが印象深かった。



消防団による発電機の操作指導

③ 避難所における感染対策の共有

感染対策の講習の際に、名張市が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設・運営マニュアル」の内容が各住民に説明されていたことは非常に効果的である。このようなマニュアルについては、各避難所の運営主体に内容が浸透することが重要であるが、赤目地域では、この訓練の機会をうまく活用して、運営主体となる住民に直接伝える努力をしていた。

今回の訓練でも、受付時の消毒・検温、感染者用スペースの設置など一定の感染対策が行われていたが、このマニュアルの内容を継続的に理解する場を設けていくことで、今後より徹底した対応が実施されるものと想定される。

有識者から示された主な問題点と必要な取組

受付での感染対策について

問題点

- 受付が、避難所入口の一カ所にのみ設置されていた。受付では、名簿への記入などで混雑する（密になる）恐れがあるため、感染拡大防止のため事前受付の設置等の感染対策を徹底する必要がある。

必要な取組

- 受付の前に、避難者の体調確認のため、体温測定と健康チェックリストへの記入などを行う事前受付を設置し、感染の症状が有る方とそうでない方を振り分ける必要がある。また、症状の有無で振り分けた避難者について、別々の動線で、それぞれの居住スペースに誘導できるよう検討しておくことが必要。
- 事前受付および受付は混雑しやすいため、1 m間隔で床にテープを貼るなどして、待ち位置を示すと、密の解消に繋がる。
- 受付では、手指消毒薬の設置、マスクの着用、体温の測定が行われていた。受付を担当する者は、不特定多数の方と接することになるので、マスクのほか、フェイスシールドおよびゴム手袋を着用することで感染予防が強化される。事前受付では、必要に応じて長袖ガウン（防護服）の着用も検討が必要。

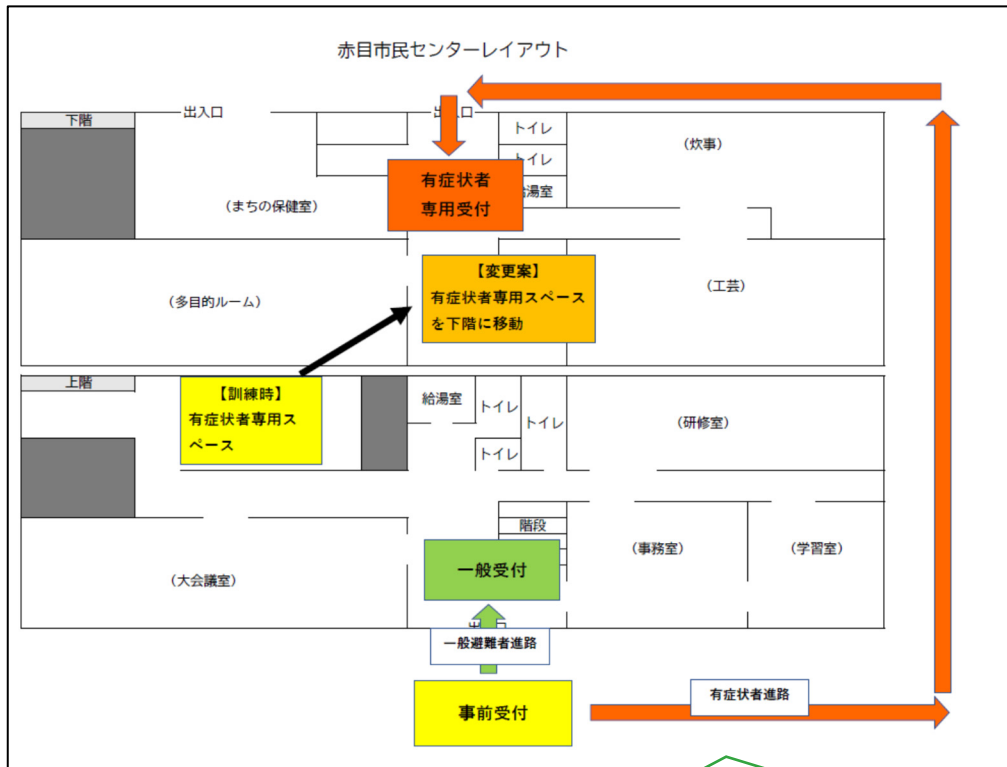
感染の疑いのある方専用のスペースの配置等について

問題点

- 避難所内の同じフロアに、一般避難者、要配慮者、負傷者、有症状者のスペースが配置されており、症状が無い方と症状が有る方が接触するリスクがある。

必要な取組

- 感染予防対策として、体調不良者や発熱者など感染の疑いがある方の居住スペースは、一般避難者のものとは別のフロアに配置する。この避難所においては、2階に全ての居住スペースが配置されていたので、感染の疑いがある方の居住スペースは1階に移し、さらに直接1階の避難スペースに誘導できるような移動経路を設定しておくことが必要となる。



- ・ 上階に設置されていた有症状者用スペースを下階へ移動。
- ・ 事前受付を設置し、避難者の症状の有無を確認。
- ・ 症状の有無に沿って、動線を分離しそれぞれのスペースへ誘導。

レイアウト・動線の例

- 避難所内のトイレについて、可能な限り、一般避難者用、要配慮者用、有症状者用をそれぞれ別に配置することを推奨する。そのうえで、各トイレには手指消毒薬を配置し、使用ルールを掲示するとより感染予防につながる。

実施団体(赤目まちづくり委員会・名張市)からのコメント

① 「避難所カルテ」の内容をうけて実際に避難所運営の方法を改善したこと、または今後、改善を予定していること

改善を予定していること

(赤目まちづくり委員会からのコメント)

- 一般受付の前に事前受付を設置し、一般避難者とは別に、①有症状者及び体調不良者、②負傷者、③要援護・要配慮者に区分して受付を行い、それぞれ動線表示により退避室まで誘導したいと考えている（導線を分けることにより、トイレの区別も図る。）。
- 救急救護等資機材の保管場所や製品の特性、取扱リストを作成し、全住民に周知を行い、情報共有を図りたいと考えている。併せて、個人毎の持病薬や専用食事等の確保について、周知を行っていきたいと考えている。
- 規模により赤目市民センターだけではなく、錦生赤目小学校の体育館の併用も考慮した運営を行いたいと考えている。

② 「実地避難所アセスメント」に関する全体的な感想

(赤目まちづくり委員会からのコメント)

- 細部にわたるコメントをいただきありがたい。関係者と調整のうえ、次回訓練より実施したいと考えている。

(名張市からのコメント)

- 普段の訓練の状況が第三者から見てどう評価されるか（できている、できていない）が把握できるいい機会になったと考えている。
- 他地域の訓練状況や市と地域における平時からの避難所運営等への関わりなどが把握できるとさらに勉強になると思った。

⑤ 多気町

令和3年度多気町総合防災訓練

訓練の内容

実施日時	令和3年11月28日（日） 9:00～11:00
会場	<p>（発熱者等専用避難所）BANKYO文化会館 住所：三重県多気郡多気町相可 1587-1</p> <p>（通常避難所）町立津田小学校、町立相可小学校、 町立佐奈小学校、町立外城田小学校、町立勢和小学校</p>
訓練参加者	多気町職員、各地区自主防災組織、多気町消防団員、多気町議会議員 等
概要	<p>多気町の総合防災訓練は、大規模災害（地震、風水害等）に備え、住民、自主防災組織、行政、防災関係機関等の連携を強化するとともに、地域防災力の向上と多気町民の防災意識の高揚を図ることを目的としており、令和3年度訓練では、町内の6か所の避難所での運営訓練が並行して実施された。</p> <p>6か所の避難所のうち5か所は各地区の小学校で開設される通常の避難所であるが、1か所は他の避難所で発生した発熱等の症状のある方を受け入れるために開設される発熱者等専用避難所である。発熱者等専用避難所の運営訓練は、この訓練が初であり、全体として、避難所における感染対策に重きを置いた訓練となった。</p>

実施項目

9:00

● 9:00 避難所設営

● 9:40 避難者受入訓練説明

BANKYO文化会館は、発熱者等専用避難所であり、より厳格な感染防止対策が必要となることから、多気町職員により避難所運営が行われる。避難所設営では、保健師を中心に、発熱者を38℃未満か38℃以上かで区分し、それぞれに独立した居住スペースを設営するなどの感染対策を考慮した設営が行われた。



● 9:50 避難者受入訓練

避難者役にそれぞれ、発熱者（38℃未満、38℃以上）、濃厚接触者、感染者（自宅療養者）などの状態を設定し、保健師を中心にそれぞれ定められた方法により受入訓練を行った。



10:00

● 10:20 見学訓練説明

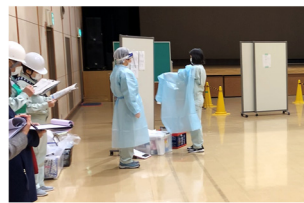
● 10:25 見学訓練

10:25 個人防護服等装着

10:40 見学訓練（避難者体調確認）

10:50 見学訓練（避難所閉鎖・消毒）

保健師が手本となり、訓練に参加した町職員に、感染対策において必要な対応の方法を説明した。参加職員は、個人防護服の装着方法をはじめ、避難者の体調確認の方法や避難所の各所の消毒の方法について確認した。



11:00

特筆すべき点

① 発熱者等専用避難所の設置

多気町では、各地区避難所の事前受付で避難者の体調確認を実施し、発熱等の症状がみられた場合には、その避難所には入らず、発熱者等専用避難所に移動させることとなっている。発熱者等専用避難所を設置することにより、各地区の避難所における発熱者等の対応は最小限ですむため、感染拡大のリスクは低減できる。

また、発熱者等専用避難所で、発熱者等の対応をまとめて管理ができることから、今回の訓練のように、保健師との連携のうえ、事前に対策を立てやすく、より徹底した感染対策を講じることができている。

発熱者等専用避難所を設置することにより、町全体の避難所における感染対策の明確化に繋がっていた。



発熱者等専用避難所での受付の状況

② 避難所内でのエリア分けの徹底

発熱者等専用避難所において発熱がある方を受け入れる想定となっているが、新型コロナウイルス感染症への感染リスクを考慮して、そこからさらに居住エリアの分離を行っていた。発熱が38℃未満の方については、比較的感染リスクが低い方として、大部屋の中を簡易テント等で区切って居住いただき、発熱が38℃以上の方や濃厚接触者とされる方については、より感染リスクが高い方として、それぞれ個室で居住いただくという設定となっていた。この区分で避難所の使用エリアを明確に分離しており、感染リスクが低い方と高い方の生活範囲は重複しないように徹底されていた。

また、発熱者等の居住エリアの他、避難所運営スタッフが常駐するエリアも存在していることから、避難者への対応のため発熱者等が居住するエリアに入った後、スタッフのエリアにウイルス等を持ち込まないため、個人防護服を着替え消毒するエリアが決まっているなど、各エリアの往来に関するルールも明確になっていた。

③ 保健師との連携

訓練全体を通して、保健師の活躍が顕著であり、避難所での感染対策に対する意識の高さが感じられた。実際の発災時には、保健師は様々なところに派遣される可能性が高く、今回の訓練のように、発熱者等専用避難所に手厚く対応できない可能性もあるが、そのため、見学訓練によりいろいろな立場の職員に対し、その知見を伝える努力をしていた。

特に、見学訓練において、例えば避難者の体調確認が可能な場合は携帯電話により実施することなど詳細な手順についても丁寧に説明しており、訓練参加者にとってとても良い経験になったと考えられる。

有識者から示された主な問題点と必要な取組

避難所でのルール等について

問題点

- 避難所内での靴の履き替え場所の設定や、エリアごとに設置されているトイレの使用方法など、より徹底した感染対策のために詳細なルールの検討が必要。

必要な取組

- 避難者用のトイレは共同で使用するため、感染が拡大する恐れがある。使用方法や使用上のルール、手洗い方法を掲示し、適切な使用を促す必要がある。



手指消毒のチラシ（厚生労働省）

- 避難所における土足入館について、外靴の靴底には屋外で付着した汚物が残っている可能性がある。また、外靴で避難所内のトイレを使用した場合、吐物などが付着する恐れもあり、他の共同スペースや寝具の置いてある個人のスペースを汚染する可能性もある。施設の仕様上の理由もあると思うが、避難所として開設する場合、土足禁止のルールについてあらかじめ取り決めておき、避難者に理解しやすいよう提示・掲示する必要がある。
- 居室によっては、窓を開けての換気が難しい部屋（楽屋）もあった。また、有症状で体調不良の場合、避難者自身での換気が困難な場合もあるので、その際の対応方法について決めておくことを推奨する。

避難所内の表示について

問題点

- 38℃以上の発熱がある方などリスクが高い方については、正面玄関ではなく、避難所裏手の専用入り口から避難所に入る必要があったが、初めて避難所を訪れる避難者にとっては、進路等が分かりづらい可能性がある。
- 受付後各個室へ案内されるが、各部屋の違いが外見では判断しづらく、誤って違う避難者の個室に入ってしまう可能性がある。

必要な取組

- 受付から居住スペースまで距離があり避難者が迷うと思われる場合は、誘導用の張り紙や矢印があれば分かりやすい。
- 各居住スペースは、各部屋の前に部屋の名称や番号などを大きく張り紙などで示すと、部屋の間違いを防ぐことができる。
- 避難所運営において必要となる張り紙や矢印などの案内表示は、あらかじめラミネート加工を施したものを作成し保管しておくこと、有事の際にすぐ使用できる。



実施団体（多気町）からのコメント



① 「避難所カルテ」の内容をうけて実際に避難所運営の方法を改善したこと、または今後、改善を予定していること

改善したこと

- 実地避難所アセスメントや避難所カルテで判明した不足資機材等について、リストを作成して整備の準備を進めている。
- 各ブース（避難者スペース、トイレ等）への案内標識（矢印、部屋の番号及び名称等）について、ラミネート加工を施したものを作成し、避難所運営セットの中に保管することとした。
- 窓の開閉が難しい部屋（楽屋）について、窓の開閉方法及び別の換気方法について確認し、避難所運営班等で情報共有した。
- モバイルバッテリーや筆記用具を非常持出品の中に入れ、持参していただくように啓発していくこととした。

改善を予定していること

- 受付時など人が集中する可能性がある場所で、間隔を開けるためのテープや貼紙を事前に作成しておく。
- 避難所周辺施設の発熱者等の一時待機場所としての利用を検討する。
- トイレの利用や土足について、施設の構造を踏まえて対策の検討を行い、必要物品を購入する。
- 居室スペースや共有スペースに手指消毒薬を設置する。

② 「実地避難所アセスメント」に関する全体的な感想

- 書面上のマニュアルでの確認だけでなく、訓練で、実際に動くことで不自由なところや感染症対策で弱いところを認識することができた。訓練で指導を受けることで、発災時に実際に対応ができるかという不安が軽減された。何度か同じ訓練を積むことで、実際に必要な対応が身についていくと感じた。

IV まとめ

1 事業実施結果

明らかになった課題

本事業の実施を通して、各市町において、感染対策をふまえた避難所運営マニュアルの作成が進んでいるほか、実地での避難所運営訓練についても、コロナ禍で平時より開催が困難な状況にある中、各避難所で方法を工夫し、可能な範囲で実施されていることが分かりました。

一方、全体的な傾向として、各市町が作成した避難所運営マニュアル等では、各避難所の現地の状況に応じた具体的な運営方法について検討が十分進んでいないため、実際に避難所運営訓練を行うと、適切に運営できない場合があることが明らかになりました。

例えば、マニュアル上では、「避難者と有症状者の間で居住スペースや行動範囲を分離する」と記載されているものの、実際の訓練では、一般避難者と有症状者の居住スペースが同一フロアに設置されており、トイレや手洗い場等も共用しているなど、避難所内で感染拡大が生じるおそれがありました。

今後、各市町において、より安心安全な避難所運営を行うため、本事業において有識者から示された課題等に基づき、より実効性の高い避難所運営マニュアルの作成や避難所運営関係者のスキル向上を図っていくことが必要です。

課題改善のために必要な取組

明らかになった課題に対して、県として、今後、以下の内容に取り組んでいく予定です。

① 避難所アセスメント調査結果の共有

本実施結果報告書を各市町等に提供し、避難所アセスメントの実施により明らかになった課題や改善方法等について共有を図るとともに、自主防災組織の構成員や市町担当職員等を対象とした「避難所アセスメント実施結果報告会」を開催し、事業成果を直接、避難所運営関係者に共有する場を設けていきます。

② 「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の見直し

実地避難所アセスメントの結果、避難所運営訓練で実践できていなかった内容が、各避難所の運営マニュアルに反映できるよう、その指針となる「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の見直しを行い、各避難所における安心安全な避難所運営の実践に繋げていきます。

③ 自主防災組織の構成員や市町担当職員等の避難所運営スキルの向上

自主防災組織の構成員や市町担当職員等を対象に、今回の避難所アセスメントの成果を活用して避難所運営スキルの向上を図るための研修会等を開催していきます。

2 本報告書の活用

避難所運営関係者の皆様には、地域での避難所運営方法の検討の場などにおいて、本報告書を活用いただき、より安心安全な避難所運営に繋げていただきますようお願いいたします。

また本報告書では、避難所アセスメント事業の実施により明らかになった課題やその改善方法に加えて、実地避難所アセスメントに協力いただいた市町における避難所運営訓練の内容等を可能な範囲で紹介しました。

特に、感染対策をふまえた避難所運営訓練の実施方法が分からず、取組が進んでいないという地域につきましては、この各市町の訓練実施の内容を参考にいただき、積極的に、各地域の活動に取り入れていただければ幸いです。

3 謝辞

県内29市町の担当課の皆様におかれましては、書面避難所アセスメント事業における書面調査に協力いただきましたこと感謝申し上げます。

さらに、実地訓練と連動した実地避難所アセスメントにも継続して協力いただきました伊勢市、木曽岬町、熊野市、名張市、多気町の5市町の担当課の皆様及び当日の訓練に参加いただきました各地域の住民の皆様方にも合わせて感謝申し上げます。

また、最後になりますが、本事業の実施にご協力いただきました、磯和勅子教授、水木千春助教におかれましては、専門的な知見から調査結果の作成等についてもご対応をいただきましたことあらためて感謝申し上げます。



三重県の防災キャラクター
なまず博士

令和4年3月発行

三重県防災対策部
防災企画・地域支援課

〒514-8570 三重県津市広明町13
T E L : 059-224-2185
F A X : 059-224-2199
E-Mail : bosai@pref.mie.lg.jp

三重県・三重大学
みえ防災・減災センター

〒514-8507 三重県津市栗真町屋町1577
T E L : 059-231-5694
F A X : 059-231-9954
E-Mail : bosai@crc.mie-u.ac.jp